

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	<p>第3 3 生活保護の実施 (1)緊急を要する場合の保護の実施</p>																																																																													
実施計画内容	<p>○健康状態の悪化や事故などにより救急搬送された場合など、急迫状態にあるホームレスに対し、その状況に応じ、職権により生活保護を適用するなど、適切な保護の実施に努めます。 ○救急搬送され医療扶助を適用した場合、治療後も要保護状態にあると認められる場合には、巡回相談指導事業との連携を図り、再び路上生活に戻ることのないよう支援を行います。</p>																																																																													
(1)事業実績	<p>○平成25～29年度に救急搬送などの受診により生活保護を受給して入院したホームレス数と退院後進路は表のとおりです。 急迫状態にあるホームレスに対し、生活保護を適用することにより、必要とする医療につなげました。</p> <p>入院によって『痕跡なし』になった人の退院後の状況(大阪市を除く大阪府域)</p> <table border="1" data-bbox="469 920 1428 1122"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設保護</th> <th>居宅保護</th> <th>居宅設定 (年金受給)</th> <th>居宅設定 (就労自立)</th> <th>就労自立 (住込)</th> <th>自己都合 退院</th> <th>死亡</th> <th>入院中</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16</td> <td>55</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>31</td> <td>4</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>		施設保護	居宅保護	居宅設定 (年金受給)	居宅設定 (就労自立)	就労自立 (住込)	自己都合 退院	死亡	入院中	その他	合計	H25年度	5	30	0	0	0	3	3	9	2	52	H26年度	1	10	0	0	0	3	1	7	1	23	H27年度	7	11	0	0	2	4	0	7	1	32	H28年度	2	2	0	0	0	4	0	4	0	12	H29年度	1	2	2	1	0	1	0	4	0	11	合計	16	55	2	1	2	15	4	31	4	130
	施設保護	居宅保護	居宅設定 (年金受給)	居宅設定 (就労自立)	就労自立 (住込)	自己都合 退院	死亡	入院中	その他	合計																																																																				
H25年度	5	30	0	0	0	3	3	9	2	52																																																																				
H26年度	1	10	0	0	0	3	1	7	1	23																																																																				
H27年度	7	11	0	0	2	4	0	7	1	32																																																																				
H28年度	2	2	0	0	0	4	0	4	0	12																																																																				
H29年度	1	2	2	1	0	1	0	4	0	11																																																																				
合計	16	55	2	1	2	15	4	31	4	130																																																																				
(2)事業効果	<p>○ホームレスなどが急病等により医療機関に救急搬送された場合、福祉事務所は適正に生活保護を適用し、必要な医療を給付しています。このため、しばしば入院などの医療扶助の受給が路上生活からの脱却の契機となっています。 ○生活保護の適用を受けて受診したホームレスが、引き続き安定した環境で生活できるよう、福祉事務所は巡回相談指導事業や医療機関と連携し、地域定着支援を行っています。</p>																																																																													
(3)課題・問題点	<p>○治療の途中や退院後、再び路上生活に戻ろうとする人々に対する個々の課題に応じた地域定着支援が課題です。</p>																																																																													
(4)今後の取り組み方向	<p>○引き続き、急迫した状態にあるホームレスに対し、必要な医療が受けられるよう、福祉事務所と協働・連携し適切な生活保護の実施に努めます。 ○生活保護の受給により治療を受けた人が、再び路上生活に至ることのないように、巡回相談指導事業など関係機関との連携や地域の見守りネットワークなどの活用を図り、安定した生活環境に定着できるよう支援を行います。 ○治療の途中や退院後再び路上生活に戻ったホームレスに対し、医療が必要な際に支援を求められるよう、巡回相談指導事業との連携など、支援の継続に努めます。</p>																																																																													
担当部室課	<p>福祉部地域福祉推進室社会援護課 福祉部地域福祉推進室地域福祉課</p>																																																																													

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 3 生活保護の実施 (2)居宅保護の実施																																																																													
実施計画内容	<p>○ 居宅生活を送ることが可能と認められるホームレス等については、その状況に応じ、必要な居宅保護を適切かつ適正に実施します。</p> <p>○ 保護受給後はその者の状況や課題に応じ、生活保護受給者の自立支援に係る事業などを活用し、日常生活能力の維持・向上や社会的自立、就労自立に向けた支援を行うとともに、再び路上生活に至ることのないよう、関係機関や民生委員・児童委員などとの連携により見守り支援や相談支援のネットワークを構築します。</p>																																																																													
(1)事業実績	<p>○福祉事務所は要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に居宅保護を行うことにより、ホームレス状態からの脱却を図りました。</p> <p>○平成25～29年度巡回相談指導事業により路上生活からの居宅保護に至ったホームレス数は、表のとおりです。</p> <p align="center">『痕跡なし』になった理由(大阪市を除く大阪府域)</p> <table border="1" data-bbox="475 936 1433 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>入院</th> <th>施設保護</th> <th>居宅保護</th> <th>居宅設定 (年金受給)</th> <th>居宅設定 (就労自立)</th> <th>就労自立 (住込)</th> <th>行方不明</th> <th>死亡</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度</td> <td>52</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>23</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>32</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>34</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>140</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>124</td> <td>7</td> <td>36</td> <td>376</td> </tr> </tbody> </table> <p>○巡回相談指導事業では、生活保護を申請し居宅生活が可能と判断されたホームレス等に対し、不動産仲介業者に同行するなど居住場所確保支援を行いました。また、福祉事務所の依頼により、地域生活定着支援(アフターフォロー)を実施しました。</p> <p>○福祉事務所は、居宅保護により地域生活を送ることになったホームレスが再び路上生活に戻ることのないよう、地域の見守り支援や相談支援を行いました。関係機関や、民生委員・児童委員、コミュニティケースワーカーなどとの連携や、見守り支援や相談支援のネットワークの構築、活用を行いました。</p>		入院	施設保護	居宅保護	居宅設定 (年金受給)	居宅設定 (就労自立)	就労自立 (住込)	行方不明	死亡	その他	合計	H25年度	52	8	15	2	0	1	28	3	12	121	H26年度	23	2	7	2	1	1	27	0	5	68	H27年度	32	4	2	0	0	0	34	1	9	82	H28年度	22	5	5	4	0	0	15	2	5	58	H29年度	11	9	0	1	0	0	20	1	5	47	合計	140	28	29	9	1	2	124	7	36	376
	入院	施設保護	居宅保護	居宅設定 (年金受給)	居宅設定 (就労自立)	就労自立 (住込)	行方不明	死亡	その他	合計																																																																				
H25年度	52	8	15	2	0	1	28	3	12	121																																																																				
H26年度	23	2	7	2	1	1	27	0	5	68																																																																				
H27年度	32	4	2	0	0	0	34	1	9	82																																																																				
H28年度	22	5	5	4	0	0	15	2	5	58																																																																				
H29年度	11	9	0	1	0	0	20	1	5	47																																																																				
合計	140	28	29	9	1	2	124	7	36	376																																																																				
(2)事業効果	○要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に居宅保護等を行うことによりホームレス状態からの脱却を図りました。																																																																													
(3)課題・問題点	○路上生活から居宅生活に移行した後、地域で孤立するなどのため、再び路上生活に戻ろうとする人々への地域定着支援が課題です。																																																																													
(4)今後の取り組み方向	<p>○引き続き、自立支援に係る事業などを活用し、福祉事務所と協働・連携し、被保護者の日常生活の維持・向上や社会的自立、就労自立に向けた支援を行います。</p> <p>○また、地域とのつながりが希薄となり再路上化に至ることが懸念される人を中心に、関係機関や民生委員などとの連携により、地域生活定着の見守り支援や相談支援を行うとともに、見守り支援や相談支援のネットワークを構築し、活用します。</p>																																																																													
担当部室課	福祉部地域福祉推進室社会援護課 福祉部地域福祉推進室地域福祉課																																																																													

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 3 生活保護の実施 (3)保護施設における保護の実施																																																																													
実施計画内容	<p>○日常生活能力や金銭管理能力などから、直ちに居宅生活を送ることが困難と判断されるホームレス等については、その状況に応じ、救護施設や更生施設といった保護施設などにおいて保護を実施します。</p> <p>○施設入所後は施設や関係機関と連携し、療養指導、家計管理などの生活訓練、就業機会の確保など、居宅生活への円滑な移行を支援します。居宅生活へ移行した後は、必要に応じ、関係機関や民生委員・児童委員などと連携し、見守り支援や相談支援のネットワークを構築するとともに、福祉サービスの活用を図るなど、安定した居宅生活の継続を支援します。</p>																																																																													
(1)事業実績	<p>○平成25～29年度巡回相談指導事業により路上生活から施設保護に至ったホームレス数は、表のとおりです。</p> <p>『寂滅びし』になった理由(大阪府を除く大阪府域)</p> <table border="1" data-bbox="464 936 1425 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>入院</th> <th>施設保護</th> <th>居宅保護</th> <th>居宅設定 (年金受給)</th> <th>居宅設定 (就労自立)</th> <th>就労自立 (住込)</th> <th>行方不明</th> <th>死亡</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度</td> <td>52</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>23</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>32</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>34</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>140</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>124</td> <td>7</td> <td>36</td> <td>376</td> </tr> </tbody> </table> <p>○本人の心身の状況により、直ちに居宅生活を送ることが困難であると、福祉事務所が判断した人については、入院、又は救護施設等保護施設への施設入所による保護を実施しました。</p> <p>○施設入所後は、福祉事務所が中心となり関係機関や施設等と連携して自立に向けた支援を実施しました。</p>		入院	施設保護	居宅保護	居宅設定 (年金受給)	居宅設定 (就労自立)	就労自立 (住込)	行方不明	死亡	その他	合計	H25年度	52	8	15	2	0	1	28	3	12	121	H26年度	23	2	7	2	1	1	27	0	5	68	H27年度	32	4	2	0	0	0	34	1	9	82	H28年度	22	5	5	4	0	0	15	2	5	58	H29年度	11	9	0	1	0	0	20	1	5	47	合計	140	28	29	9	1	2	124	7	36	376
	入院	施設保護	居宅保護	居宅設定 (年金受給)	居宅設定 (就労自立)	就労自立 (住込)	行方不明	死亡	その他	合計																																																																				
H25年度	52	8	15	2	0	1	28	3	12	121																																																																				
H26年度	23	2	7	2	1	1	27	0	5	68																																																																				
H27年度	32	4	2	0	0	0	34	1	9	82																																																																				
H28年度	22	5	5	4	0	0	15	2	5	58																																																																				
H29年度	11	9	0	1	0	0	20	1	5	47																																																																				
合計	140	28	29	9	1	2	124	7	36	376																																																																				
(2)事業効果	○要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に施設保護等を行うことによりホームレス状態からの脱却を図りました。																																																																													
(3)課題・問題点	○路上生活から施設生活に移行した後、さまざまな理由により再び路上生活に戻ろうとする人々への地域定着支援が課題です。																																																																													
(4)今後の取り組み方向	<p>○引き続き、日常生活能力や金銭管理能力などから、直ちに居宅生活を送ることが困難と判断されるホームレス等について、その状況に応じ、保護施設(救護施設や更生施設)などにおいて保護を実施します。</p> <p>○施設入所後は、施設や関係機関と連携し、療養指導や家計管理などの生活訓練、就業機会の確保など、居宅生活への円滑な移行を支援します。</p> <p>○居宅生活へ移行した後は、必要に応じ、関係機関や民生委員などと連携し、見守り支援や相談支援のネットワークを構築、活用するとともに、福祉サービスの活用を図るなど、安定した居宅生活の継続を支援します。</p>																																																																													
担当部室課	福祉部地域福祉推進室社会援護課 福祉部地域福祉推進室地域福祉課																																																																													